

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

別表第三の五の項中「高等学校等（）」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。）」を加え、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 教育委員会	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。